

## 羽島市都市公園におけるキッチンカー出店要綱

### 1 目的

公園のスペースを活用した魅力づくりの一環として、キッチンカー（移動販売車）を活用した飲食物の販売を実施することにより、公園のにぎわいや交流の場としての機能を活性化させる。

さらに、利用者の利便性及び快適性が増すことにより公園の魅力を高め、回遊性の向上及び公園の観光資源としての役割を果たしていくことを目的とする。

### 2 概要

#### (1) 本要綱の対象

本要綱はイベント開催時以外の平常時におけるキッチンカーの出店を対象とする。イベントでの出店については別途市担当者と協議することとする。

#### (2) 出店可能場所

①コスモパーク羽島（市民の森羽島公園） 羽島市竹鼻町丸の内6丁目1

②コッペ亭公園（羽島中央公園） 羽島市江吉良町江西2丁目35

出店位置については、別紙出店位置図に示す箇所とする。そのうち、出店日当日の先着順（車両搬入順）にて希望する位置に出店できるものとする。

#### (3) 指定する用途

公園便益施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項）の売店及び飲食店等としての移動販売車（販売営業車又は調理営業車）

#### (4) 販売品目

酒類を除く飲食物のうち、自動車を利用した飲食物の調理、販売を行う営業で保健所より許可を得ているもの。その他の飲食物を販売する場合は、市担当者と協議の上、販売に適切であると判断したもの。また、人体に害のある可能性がある飲食物の販売は認めない。

#### (5) 台数及び規模

1日当たりの出店台数は各公園3台までとする。1台あたりの設置面積は30㎡以内（車両以外に使用する面積を含む）とする。登録台数は1事業者につき複数可とするが、出店台数は1事業者につき1公園・1日当たり1台と

する。

(6) 営業期間

出店者の希望する日とする。ただし、イベントと重なる場合など、希望に添えないことがある。

(7) 営業時間

午前9時から午後4時30分までの希望する時間とする。午前9時から入園可能。片付け後、午後4時30分までに園内から退出すること。

(8) 出店に際しての料金

羽島市都市公園条例（昭和50年条例第37号）に規定する使用料を納付するものとする。

例：1公園・1日・1店舗・使用面積30㎡で出店する場合

・37円/㎡・日×30㎡×1日×1.1（消費税）＝1,221円

・300円/店舗・日×1店舗×1日×1.1（消費税）＝330円

合計 1,551円

(9) 求める移動販売車のコンセプト

①公園の環境に調和した営業車

②子供から高齢者まで様々な公園利用者にとって魅力的な運営

③近隣商店との共存を可能とする営業車

(10) 許可方法

4（1）に記載の出店者登録後、4（2）に記載の出店許可（都市公園法第5条第2項第2号に基づく公園施設の設置許可「公園施設設置許可書」及び羽島市都市公園条例第4条第4項の許可「公園内行為許可書」）とする。

### 3 出店者の資格要件

次に定める条件を全て満たすものとする。

- (1) 販売品目に応じて、食品衛生責任者の資格を有し、キッチンカー・専用販売車による販売に係る必要な営業許可の取得又は営業届出の手続きを行っている者。
- (2) 生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (6) 羽島市税に滞納がないこと。
- (7) 車検が有効期限の満了日を過ぎていないこと。
- (8) その他、営業に必要な許可や資格及び市が必要とする要件を有するもの。

#### 4 出店者登録手続き・出店手続き

##### (1) 出店者登録申請

###### ①登録期間

毎年度（4月1日から3月31日まで）

###### ②登録申請期間

随時受付とする。次年度分については、前年度の2月1日より受付を開始する。ただし、令和6年度分については令和6年4月1日より受付を開始する。

<登録申請をしてから出店までに通常5週間程度要します。登録だけでも早めに済ませることをお勧めします。>

###### ③提出資料

「出店者登録申請書」（様式1）

申請書添付書類

- ・営業許可書の写し又は営業届の控えの写し
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していることが分かるものの写し

###### ④提出方法

1事業者1申請とする。1申請で複数台の申請可。提出方法は、6に記載の提出先まで郵送、FAX、電子メール又は持参とする。

###### ⑤審査結果

出店者登録申請書受理後、資格審査をした上で14営業日程度を目安として、登録申請書に記載のEメールアドレスに審査結果を送付する。

**＜登録されただけでは出店できません。出店の許可を受けるための手続きが必要です。 「4（2）出店許可申請」参照。＞**

※市は、この案件に登録を申請した者の商号・名称並びに審査経過等を公表することができる。

#### ⑥登録後の変更

申請事項に変更が生じた場合は、速やかに市に連絡し、市の指示に従い変更登録すること。また、営業許可書等の更新や変更を行った場合は、再度写しを提出すること。

#### ⑦登録の取り下げ

取り下げを希望する場合は、「出店者登録取り下げ届」（様式2）を提出する。

### （2）出店許可申請

#### ①提出資料

「公園施設設置許可申請書」兼「公園内行為許可申請書」

#### ②提出方法

1事業者につき1公園・1日あたり1台の申請とする。提出方法は、6に記載の提出先まで郵送、FAX、電子メール又は持参とする。

#### ③許可申請期間・出店位置

出店する年度の出店者登録完了後、出店月の2月前の1日から出店日の14日前までとし、先着順とする。ただし、出店位置については、出店日当日の先着順（車両搬入順）にて希望する位置に出店できるものとする。

#### ④許可書の受け取り・使用料の納付

許可申請書受理後、5営業日程度を目安として内容を審査した上で、許可書及び使用料の納付書を発行する。ただし、以前の許可に係る使用料の支払いが期限を過ぎているにも関わらず未納の場合は、許可しないものとする。許可書及び納付書を発行後、登録申請書に記載のEメールアドレスに受け取りの案内を送付する。6に記載の窓口及び開庁日時に許可書及び納付書を受け取り、納付書に記載の期限までに支払うこと。

#### ⑤出店中止（市からの指示）

災害、感染症等の流行などにより、出店中止の必要があると認められる場合は、既に出店の許可を行っている場合においても許可を取り消す場合がある。使用料については、原則、次回出店に振り替える。次回出店が不可能な場合は、返還することができる。ただし、中止した出店予定日から3月以内に市に請求書を提出した場合に限る。

#### ⑥出店中止（出店者都合）

雨天や体調不良等、出店者都合により出店を中止する場合は、使用料の次回振り替えや返還は行わない。また、市への連絡は不要とする。

## 5 出店条件

### （1）ごみの処理

- ①出店者は、必ずごみ箱をキッチンカーの直近に見やすく設置し、排出するごみは、分別して適切に処分すること。
- ②出店者は、キッチンカー及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。
- ③公園管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は、出店者側で処分すること。
- ④園内での汁物や油類の廃棄を厳禁とする。

### （2）その他

- ①車両を園内に搬入・搬出する際は、別紙出店位置図に記載の車両搬入・搬出口を使用する。入口にある車止め（ポール）については、車両を通行する際のみ外し、出店中や退出後は元に戻す（カギがついている場合は施錠も行う）こと。カギの貸出及び返却は6に記載の窓口及び開庁日時に行う。
- ②公園内は、ハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先とし、速度5 km/h以下で走行すること。
- ③公園内の指定された場所以外に駐車することはできない。
- ④夜間に園内駐車場を使用することはできない。資材については、営業終了後必ず持ち帰るものとする。
- ⑤発電機など火気を使用する場合は、羽島市都市公園条例第4条第4項の許可を得ること。また、消防署へ「露店等の開設届出書」の提出を行うこと。

消火器は出店者が用意すること。

- ⑥電気及び水は出店者が用意し、公園内の電気及び水道は使用できない。
- ⑦出店により発生した排水は、公園内施設に流さず持ち帰り、適正に処分すること。
- ⑧出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、出店者が責務を負うこととし、その内容を市担当者に報告すること。
- ⑨衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。また、賞味期限、消費期限の管理を徹底すること。
- ⑩食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。
- ⑪出店者は、賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと。
- ⑫アレルギー表示の義務は、食品表示法で加工食品に限られているが、各事業者の判断で消費者への配慮を行うこと（正確に把握している品目のみ表示し、曖昧な表示を避け、口頭でアレルギーの有無を確認し、情報管理していない旨の表示をする等）。
- ⑬出店中のBGMの使用は可能とするが、音量については市担当者の指示に従うこと。
- ⑭販売する商品は車の外に陳列しないこと。
- ⑮飲食用の机・椅子は必要に応じて出店者が準備すること。ただし、風で飛ばされる危険がある場合は片づけること。また、テントの設置は不可とする。
- ⑯公園内のトイレは無料で使用可能とする。
- ⑰公園内は禁煙とする（電子タバコを含む）。
- ⑱本要綱に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ⑲申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合など、市が不相当と判断した場合は、出店者登録・出店許可を取り消すことができる。なお、使用料は返還しない。
- ⑳出店者が公園を荒廃又は毀損した場合は、その損害の責を負わなければならない。
- ㉑出店中は許可書を携帯しなければならない。

②本要綱に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市担当者と協議すること。

## 6 提出・問い合わせ先

- ・住所

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地

羽島市役所 建設部都市計画課 都市公園係（本庁舎2階 56番窓口）

- ・電話番号

058-392-1111（内線2142）

- ・FAX番号

058-391-2100

- ・E-mail

toshi@city.hashima.lg.jp

- ・開庁日時

土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く平日8:30～17:15

（FAX及び電子メールは24時間受信可）

様式1

年 月 日

羽島市長 様

(提出者)

住 所

氏名(法人名)

屋号又は商号

代表者

担当者

電話番号

E-mail

## 出店者登録申請書

「羽島市都市公園におけるキッチンカー出店要綱」に基づき、\_\_\_\_\_年度のキッチンカー出店者として登録申請します。なお、要綱に示す資格要件を満たすことを誓約します。

また、申請にあたり、同要綱に定める要件を確認するために羽島市が課税台帳・住民基本台帳等について照合を行うことに同意します。

<申請書添付書類>

- ①営業許可書の写し又は営業届の控えの写し
- ②生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入していることが分かるものの写し



1. 販売品目と販売予定価格

販売品名称	販売価格 (税込)	販売品名称	販売価格 (税込)
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円

※本項目について、記入しきれない場合は、別紙を使用してよい。

※複数車両を出店する予定の場合は、別紙にて車両ごとに提出すること。

## 2. 出店車両の外観写真

①営業中の出店車両を横から撮影した写真

②出店車両のナンバープレート部分を撮影した写真  
(ナンバーが読み取れる解像度とすること。)

※複数車両を出店する予定の場合は、別紙にて車両ごとに提出すること。

様式2

年 月 日

羽島市長 様

住 所

氏名（法人名）

屋号又は商号

代表者

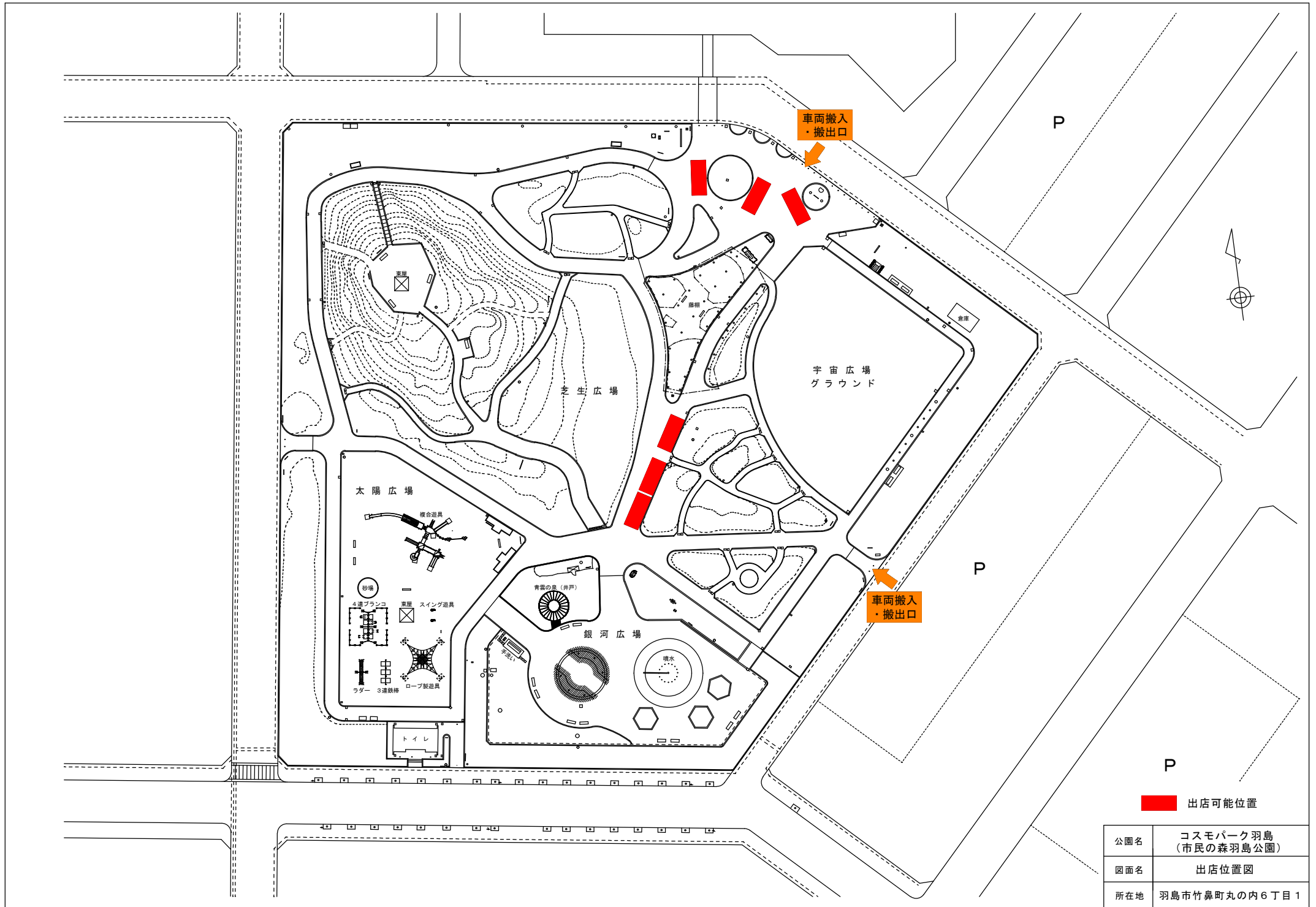
担当者


電話番号

E-mail

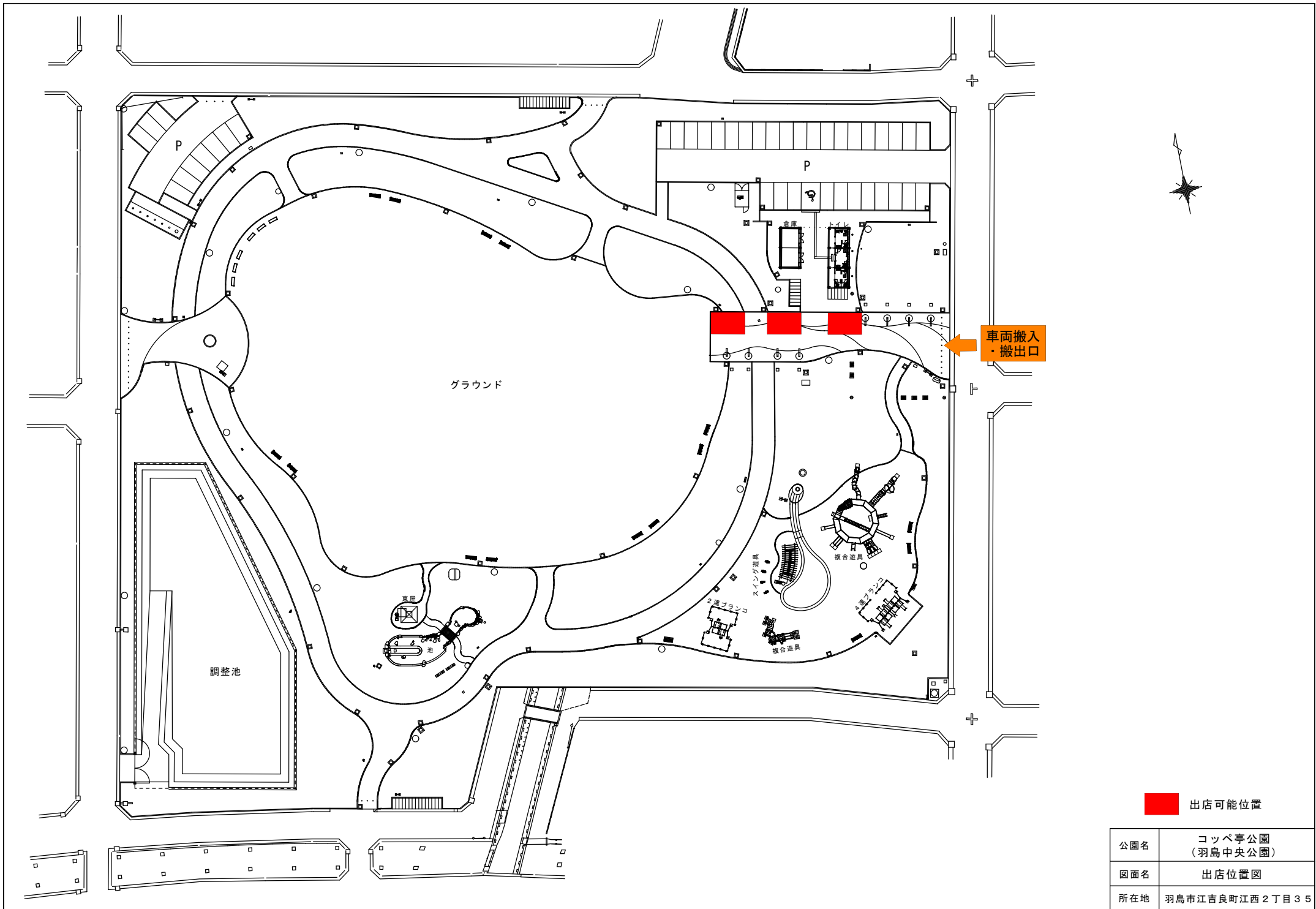
## 出店者登録取り下げ届

羽島市都市公園におけるキッチンカー出店において申請した\_\_\_\_\_年度の出店者登録について、取り下げいたします。



 出店可能位置

公園名	コスモパーク羽島 (市民の森羽島公園)
図面名	出店位置図
所在地	羽島市竹鼻町丸の内6丁目1



出店可能位置

公園名	コッペ亭公園 (羽島中央公園)
図面名	出店位置図
所在地	羽島市江吉良町江西2丁目35